

令和2年10月6日
 東日本高速道路株式会社 北海道支社

車限令等違反車両に対する合同取り締まりを実施しました ～道内の高速ICで初の警察・開発局との合同実施～

NEXCO東日本北海道支社(札幌市厚別区)は、10月5日、**E5**道央自動車道(道央道)苫小牧東インターチェンジ(IC)において、北海道警察・北海道開発局と合同で、道路法違反(車両制限令(車限令)等違反)および道路交通法違反(積載重量等制限違反等)の一斉取り締まりを実施し、計7台の車両について、車両重量などの点検や積載方法などに関する指導を行いました。

日ごろより、交通事故防止・道路保全などの観点から、各ICなどで定期的に取り締まりを実施していますが、依然として違反車両の通行が後を絶ちません。高速道路のリニューアル工事が本格化していく中で、重量制限違反車両が路面・道路構造物に悪影響を与えるのを防ぎ、安全・安心な高速道路空間の実現を目指すべく、今後とも関係機関と協力し、更なる取り締まりの強化を図ってまいります。

1. 実施概要

(1) 実施日時	令和2年10月5日(月) 13:30～15:00	
(2) 実施場所	E5 道央道 苫小牧東IC	
(3) 実施機関	NEXCO東日本北海道支社 北海道警察本部高速道路交通警察隊 北海道開発局	
(4) 取り締まり結果	引き込み台数	7台
	取り締まり台数	重量等点検 6台
		積載方法等指導 1台
		措置命令(車限令違反) 0台



車長・重量計測の様子

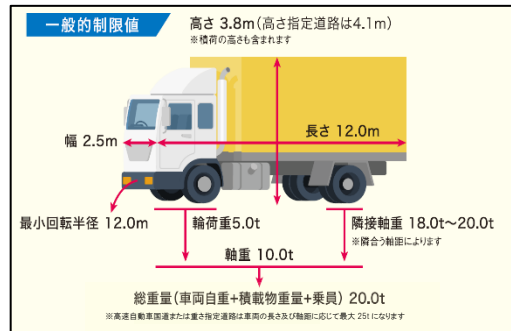


積載方法指導の様子

2. 車限令違反等防止のための当社の取り組みについて

道路法の政令である車両制限令(車限令)で定められた幅・重量・長さ・最小回転半径の一般的制限値に違反する車両が道路を走行することは、原則的に禁止されており(右図参照・注1)、車限令等に違反する車両が道路を走行すると、交通事故の発生や道路の損壊・劣化につながる恐れがあります。

これらの事態により、お客様の安心・安全が脅かされるのを防ぐため、NEXCO東日本は、「車限隊」(注2)を組織し、日ごろから車限令等違反車両に対する取り締まりを行っています。また、車限令違反を繰り返し行った「大口・多頻度割引」(注3)の契約者に対しては、割引の停止措置などを行っています。



- (注1) やむを得ない場合には、事前に道路管理者から特殊車両通行許可を受けることにより、車限令の制限値を超過した車両を走行させることができます。
- (注2) 道路法に基づき道路管理者から指定された道路監理員などからなる組織であり、車限令に違反する車両の通行の中止を命じる権限などを有します。
- (注3) NEXCO3社が行っている、高速道路を頻繁に利用するお客様向けの施策であり、大口・多頻度割引契約をすることにより、NEXCO3社が管理する高速道路の通行料金が割引かれます。

～車限隊よりトラックドライバーの皆さまへ～

日々、取り締まりにご協力いただき誠にありがとうございます。
取り締まり現場でドライバーから事情を伺う中で、「車両制限令違反」の認知度がとても低いことを感じています。車両制限令違反は、道路の損壊につながるだけでなく、ドライバー本人の安全をも脅かす大変危険な行為です。
取り締まりを通して、車両制限令の認知度を高め、車両制限令について理解していただけるよう、今後も取り締まりを行っていきたく思います。ご協力のほどよろしくおねがいいたします。

